

# 宗像市地域包括支援センター業務委託

## プロポーザル応募要項

平成29年8月

宗像市健康福祉部高齢者支援課地域包括支援センター

## 目次

### 第1章 プロポーザルの概要

1. プロポーザルの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 業務名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 委託期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 施設の名称及び担当する日常生活圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
5. 業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 応募について

1. 応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～5
  - (1) プロポーザル参加意思表示
  - (2) プロポーザル参加意思表示した法人が別に提出する書類
3. 応募の抹消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 第3章 選考について

1. 選考について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 選考方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - (1) 書類審査
  - (2) プロポーザル審査
3. 審査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. 選考結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 第4章 その他、留意事項

1. 費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 応募書類の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 業務開始に向けた準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4. 受託候補法人との協議・契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第1章 プロポーザルの概要

### 1. プロポーザルの趣旨

宗像市では、「第6期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの実現に向けて中心的な役割を担うことが求められている地域包括支援センターの充実を掲げています。

その充実策の一つとして地域包括支援センターの増設に平成28年度から順次取り組み、平成29年1月に「城山中学校区」を担当地区とする「吉武・赤間・赤間西地域包括支援センター」を開設し、平成30年1月には「自由ヶ丘中学校区」を担当地区とする「自由ヶ丘地域包括支援センター」と「玄海・大島中学校区」を担当地区とする「玄海・池野・岬・大島地域包括支援センター」を開設します。さらに平成31年1月には「河東中学校区」、「中央中学校区」及び「日の里中学校区」の3圏域に地域包括支援センターを設置することとし、市内全ての日常生活圏域（中学校区）に地域包括支援センターを設置することとしました。

これに伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46の規定に基づき、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する地域包括支援センター業務委託受託法人をプロポーザル方式で選考します。

### 2. 業務名

宗像市地域包括支援センター業務委託

### 3. 委託期間

平成31年1月1日から平成31年3月31日まで

### 4 施設の名称及び担当する日常生活圏域

本業務を行う拠点となる施設の名称並びに担当する日常生活圏域は、次のとおりとする。

名称	圏域名	担当地区	担当自治区域
河東地域包括支援センター	河東中学校区	河東	平等寺、畑、本村、横山、須恵、稲元、河東、福崎、池浦、ひかりヶ丘、城西ヶ丘、平原、中央台、天平台、樟陽台、くりえいと、ひかりヶ丘入口、
南郷・東郷地域包括支援センター	中央中学校区	南郷 東郷	昼掛、朝町、野坂、大穂町、大穂、王丸、光岡、原町、宮田、曲、後曲、朝野、東旭ヶ丘 久原、東郷村、東郷町、田熊町、田熊、平井、大井、三倉、用山、釈迦院、村山田、大井台、和歌美台、大井南

日の里地域 包括支援セ ンター	日の里中 学校区	日の里	日の里一丁目、日の里二丁目、日の里三丁目、日の里四丁目、日の里五丁目、日の里六丁目、日の里七丁目、日の里八丁目、日の里九丁目、日の里公団住宅一区、日の里公団住宅二区、日の里公団住宅三区、
-----------------------	-------------	-----	---

## 5. 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

## 第2章 応募について

### 1. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人とします。

- ① 別紙「仕様書」に定める業務の実施体制を整備できること。
- ② 介護保険法第115条の22第1項に規定する「指定介護予防支援事業者」の指定を受け、担当する日常生活圏域内において、平成31年1月1日に地域包括支援センターを設置し、業務を開始することができること。
- ③ 介護保険法第115条の22第2項に規定する要件のいずれにも該当しないこと。
- ④ 包括的支援事業、指定介護予防支援事業について、適切、公正、中立かつ効果的に実施することができること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により宗像市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- ⑥ 応募法人に、法人税、法人市民税、消費税、地方消費税、宗像市税等の租税の滞納がないこと。
- ⑦ 役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第25号）等に基づく手続きがなされている者でないこと。
- ⑨ 役員等（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、理事、監事又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が、宗像市暴力団等追放推進条例（平成21年宗像市条例第18号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。

### 2. 応募単位

「河東地域包括支援センター」、「南郷・東郷地域包括支援センター」及び「日の里地域包括支援センター」は別個にプロポーザルを実施します。

### 3. 応募方法

#### (1) プロポーザル参加意思表示

##### ア. 提出書類

(ア) 参加表明書 [様式1] ※応募にあたっては必ず提出してください。

(イ) 質問票 [様式2]

##### イ. 受付期間

平成29年8月7日(月)から平成29年9月8日(金)まで

(土・日・祝日を除く)

##### ウ. 受付時間

午前8時30分から午後5時00分まで

##### エ. 提出場所

宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市役所 北館1階

宗像市健康福祉部高齢者支援課地域包括支援センター地域包括支援係

電話 0940-36-1285 (直通)

##### オ. 質問事項

応募に関して質問がある場合には、質問票(様式2)をFAXで提出してください。

FAX: 0940-36-2410

質問は、項目ごとに質問票を1枚使用し、簡潔に記入してください。また、送信後に必ず高齢者支援課地域包括支援センター地域包括支援係あてに着信確認の電話をしてください。

質問に対する回答は平成29年9月13日(水)に行う予定です。

#### (2) プロポーザル参加意思表示した法人が別に提出する書類

##### ア. 提出書類

(ア) 誓約書 [様式3]

(イ) 法人概要書 [様式4]

(ウ) 法人役員名簿 [様式5]

(エ) 地域包括支援センター運営に関する事項(基本理念) [様式6]

(オ) 地域包括支援センター運営に関する事項(開設日程) [様式7]

(カ) 地域包括支援センター運営に関する事項(職員配置・職員確保体制) [様式8]

(キ) 各配置予定職員の資格証写し

(ク) 地域包括支援センター運営に関する事項(事務所設置計画) [様式9-1・2・3]

(ケ) 地域包括支援センター運営に関する事項(危機管理) [様式10]

(コ) 地域包括支援センター運営に関する事項(収支計画書) [様式11]

(サ) 法人登記簿謄本(これらの提出書類提出日以前、3ヶ月以内に発行されたもの。これらの提出書類提出日現在の状況が反映されているもの)

- (シ) 印鑑証明書
- (ス) 定款、寄付行為等法人の根本規則を定めたもの
- (セ) 国税及び宗像市税の滞納がないことの証明書
- (ソ) 法人の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表）《直近3年分》
- (タ) 法人の事業内容等の概要が分かるもの（パンフレット等）

イ. 提出部数

正本1部、副本（正本の写し）8部

ウ. 受付期間

平成29年9月15日（金）から平成29年10月13日（金）まで  
（土・日・祝日を除く）

エ. 受付時間

午前8時30分から午後5時00分まで

オ. 提出方法

＜提出場所＞宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市役所 北館1階  
宗像市健康福祉部高齢者支援課地域包括支援センター地域包括支援係  
電話 0940-36-1285（直通）

受付期間内に応募書類一式を高齢者支援課地域包括支援センターに直接持参してください。書類の確認を行うため、応募に際しては事前に電話で予約の上、持参することとします。

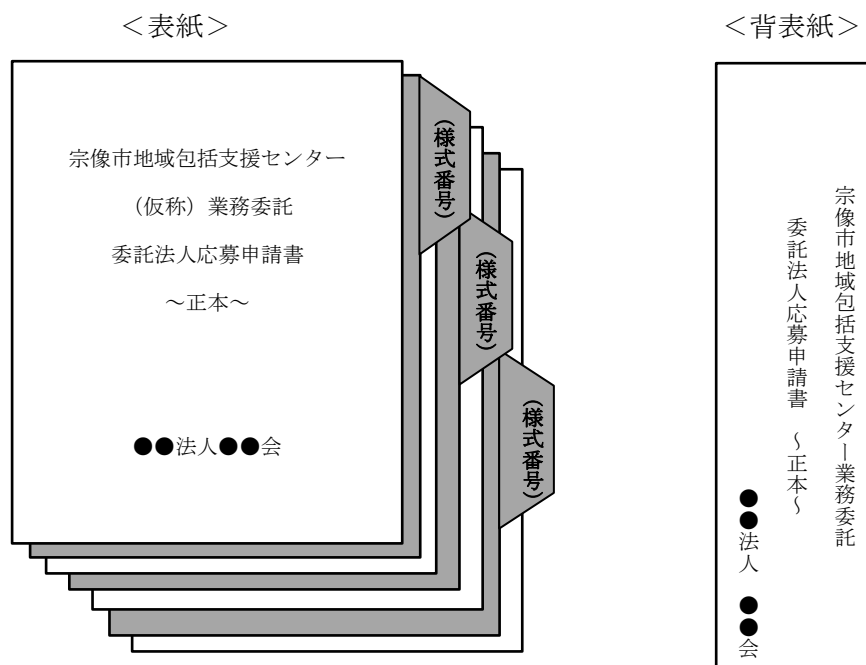
- ① 持参については、代理人も可とします。
- ② 応募書類の訂正については、提出期間終了後は受け付けしません。
- ③ 応募書類に不足があった場合、受理することができません。
- ④ 応募書類の内容に補正を求める場合があります。
- ⑤ 応募状況の問い合わせ及び提出書類内容の確認については、一切受け付けません。
- ⑥ 応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。なお、その場合であっても提出された書類は、返却しません。

カ. 提出にあたっての留意事項

- ① 各様式について特に指定がない場合は、原則として平成29年9月1日現在で記入してください。
- ② 文字は10.5ポイント以上とします。
- ③ 各様式を変更することはできません。行数が足りず、追加したい場合は、同様式を複数枚作成するか、別紙を添付してください。別紙を添付する場合は、添付したい様式の次にファイリングしてください。
- ④ 正本・副本ともに、様式番号順にA4版縦型フラットファイルに左2穴開け綴じとします。（チューブファイル等の厚型・硬質のファイルは避けてください。）
- ⑤ 正本・副本ともに、提出書類ごとにインデックス（様式番号又は添付資料名を表示。）を付してください。（※インデックスは、直接応募書類に付けず、必ず仕切

紙につけてください。)

- ⑥ 正本・副本のフラットファイルの表紙及び背表紙には、次のとおり「法人名」「正本・副本の別」等を記載してください。



- ⑦ 正本1部と副本8部をそれぞれファイリングして提出してください。

#### 4. 応募の抹消

応募法人が提出書類の受付締切日以降、選定の日までの間に次のいずれかに該当した場合は、その応募を抹消し、また、事業の受託候補法人となっている場合にはその対象から除外します。

- ① 受付期間内に応募書類が全て提出されなかった場合
- ② 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- ④ 応募法人又はその関係者が、本応募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に宗像市職員及び宗像市介護保険運営協議会の委員などの本件関係者と接触をもった場合

### 第3章 選考について

#### 1. 選考について

受託候補法人の選定については、本要項に基づき応募法人の審査を行い、最も適すると認められる法人を受託候補法人として選考します。

#### 2. 選考方法

選考方法については、書類審査及びプロポーザル審査により行います。

##### (1) 書類審査

書類審査については、事務局において提出された応募書類により、資格要件を満たしているかの審査を行います。

##### (2) プロポーザル審査

プロポーザル審査については、書類審査により要件を満たしている法人を対象に、審査項目を審査し、選考委員において応募書類、プレゼンテーション、質疑応答内容を総合的に評価します。

なお、プロポーザル審査の採点において、選考委員全員の合計点が審査項目表の配点の合計点の5割に満たない場合は、受託候補法人となることが出来ません。

##### ○出席者

1 法人3人以内とします。(応募法人の職員以外の参加は認めません。)

##### ○実施時間

1 法人30分以内とします。

(応募書類の説明20分以内、質疑応答10分程度)

##### ○プロポーザル審査日時(予定)

平成29年10月30日(月)から平成29年11月2日(木)のいずれかの日

※時間等の詳細は、別途文書にて通知します。



### 3. 審査項目

審査項目等については、次のとおりです。

〔審査項目〕

審査項目	
1	基本理念
	応募動機
	地域包括ケアシステムの中核機関としての機能
2	実績と経営状況
	介護サービス事業実績
	経営の安定性
3	開設日程
	地域包括支援センター開設までの準備計画
	開設予定地の選定の考え方
	建物や施設・設備
4	職員確保
	職員配置予定者
	法人における職員確保に関する状況
5	危機管理
	個人情報の保護・管理
	災害時・緊急時の24時間対応
	苦情処理と業務への反映
	事業実施における不測の事態への対応
6	収支計画及び提案額
	収支計画
	見込額

### 4. 選考結果

選考結果については、全応募法人に文書にて通知します。

なお、選考後あるいは引き継ぎ等業務開始後であっても、応募内容と実際面に重大な乖離があった場合は、選考結果を取り消す場合があります。その際の費用弁償には一切応じません。

## 第4章 その他、留意事項

### 1. 費用負担

応募に関して必要な費用は、応募法人の負担となります。

### 2. 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

### 3. 業務開始に向けた準備

受託候補法人は、平成31年1月1日から円滑に業務を開始できるよう、平成30年12月31日までに事務所や備品等の準備、必要書類の作成、業務の引継ぎや研修への参加など、必要な準備を行っていただきます。なお、平成30年12月31日以前に準備等に要した費用は、選考された法人の負担とします。

### 4. 受託候補法人との協議・契約

宗像市は、受託予定者と協議し、所定の手続きを経て平成30年3月31日までに委託契約を締結する予定です。なお、契約までの間に、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、委託契約を締結しない場合があります。

また、選考後の受託の辞退は原則として認めません。また、受託の辞退により宗像市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

### 5. その他

本要項に定めのない事項については、宗像市の指示によるものとします。

問い合わせ先・事務局

住所 〒811-3492

宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市健康福祉部高齢者支援課

地域包括支援センター地域包括支援係 担当：豊福

電話 0940-36-1285

FAX 0940-36-2410